

イ 省 略

ロ その年中に支払った社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（それぞれイに掲げるものを除くものとし、その居住者がその年において提出した給与所得者の保険料控除申告書に記載されたもの（第九十六条第二項（保険料等の支払を証する書類の提出等）に規定する社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額にあつては、同項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）に限る。）並びに第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料の金額、同条第二項に規定する個人年金保険料の金額及び第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料の金額（これらの金額のうち当該申告書に記載され、かつ、第九十六条第二項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）につき第七十四条から第七十七条までの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

ハ ホ 省 略

（給与所得者の保険料控除申告書）

第九十六条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ロに規定する社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、個人年金保険料又は地震保険料に係る控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 省 略

三 その年中に支払った第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料の金額、同条第二項に規定する個人年金保険料の金額及び第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料の金額につきこれらの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

四 省 略

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において支払った同項第二号に規定する社会保険料（第七十四条第二項第五号に掲げるものに限る。）の金額若しくは前項第二号に規定する小規模企業共済等掛金の額又は同項第三号に規定する生命保険料の金額、個人年金保険料の金額

イ 同 上

ロ その年中に支払った社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額（それぞれイに掲げるものを除くものとし、その居住者がその年において提出した給与所得者の保険料控除申告書に記載されたもの（第九十六条第二項（保険料等の支払を証する書類の提出等）に規定する社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額にあつては、同項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）に限る。）並びに第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料の金額、同条第二項に規定する個人年金保険料の金額及び第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料の金額（これらの金額のうち当該申告書に記載され、かつ、第九十六条第二項に規定する書類の提出又は提示のあつたものに限る。）につき第七十四条から第七十七条までの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

ハ ホ 同 上

（給与所得者の保険料控除申告書）

第九十六条 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第九十条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、同条第二号ロに規定する社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、個人年金保険料又は損害保険料に係る控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一・二 同 上

三 その年中に支払った第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する生命保険料の金額、同条第二項に規定する個人年金保険料の金額及び第七十七条第一項（損害保険料控除）に規定する損害保険料の金額につきこれらの規定の適用があるものとした場合に控除されるべき金額

四 同 上

2 前項の規定による申告書を提出する居住者は、政令で定めるところにより、その年において支払った同項第二号に規定する社会保険料（第七十四条第二項第五号に掲げるものに限る。）の金額若しくは前項第二号に規定する小規模企業共済等掛金の額又は同項第三号に規定する生命保険料の金額、個人年金保険料の金額

若しくは地震保険料の金額につき、これらの支払をした旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 省 略

(徴収税額)

第二百三条の三 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した残額に百分の五(第三号に掲げる公的年金等にあつては、百分の十)の税率を乗じて計算した金額とする。

一 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出した居住者に対し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う公的年金等(次号に掲げるものを除く。) 次に掲げる金額の合計額に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額
イハ 省 略

二 当該申告書に扶養親族がある旨の記載がある場合には、三万二千五百円(当該扶養親族のうち特定扶養親族又は老人扶養親族がある旨の記載がある場合には、その特定扶養親族については五万二千五百円)とし、老人扶養親族については四万円とする。)にその扶養親族の数を乗じて計算した金額

ホ 省 略

二・三 省 略

(源泉徴収義務)

第二百七条 居住者に対し国内において次に掲げる契約その他政令で定める年金に係る契約に基づく年金の支払をする者は、その支払の際、その年金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 一 第七十六条第三項第一号から第四号まで(生命保険料控除)に掲げる契約
- 二 第七十七条第二項各号(地震保険料控除)に掲げる契約
- 三 前二号に掲げる契約に類する契約で政令で定めるもの

(利子、配当、償還金等の受領者の告知)

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項(利子所得)又は第二十四条第一

若しくは損害保険料の金額につき、これらの支払をした旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 同 上

(徴収税額)

第二百三条の三 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した残額に百分の十の税率を乗じて計算した金額とする。

一 同 上

イハ 同 上

二 当該申告書に扶養親族がある旨の記載がある場合には、三万二千五百円(当該扶養親族のうち特定扶養親族又は老人扶養親族がある旨の記載がある場合には、その特定扶養親族については五万円)とし、老人扶養親族については四万円とする。)にその扶養親族の数を乗じて計算した金額

ホ 同 上

二・三 同 上

(源泉徴収義務)

第二百七条 居住者に対し国内において第七十六条第三項第一号から第四号まで(生命保険料控除)に掲げる契約、第七十七条第二項(損害保険料控除)に規定する損害保険契約等その他政令で定める年金に係る契約に基づく年金の支払をする者は、その支払の際、その年金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

(利子、配当、償還金等の受領者の告知)

第二百二十四条 国内において第二十三条第一項(利子所得)又は第二十四条第一

項（配当所得）に規定する利子等又は配当等（普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名の株式の剰余金の配当（同項に規定する剰余金の配当をいう。次項において同じ。）並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定目的信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。）につき支払を受ける者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）を、その利子等又は配当等の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

2 国内において無記名の公社債の利子、無記名の株式の剰余金の配当又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配につき支払を受ける者は、政令で定めるところにより、これらの受領に関する告知書をして、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の前項に規定する書類を提示しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を当該書類により確認しなければならないものとする。

3 5 省 略

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）

第二百二十四条の三 株式等の譲渡をした者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）を当該各号に掲げる者（以下この項において「支払者」という。）に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で

項（配当所得）に規定する利子等又は配当等（普通預金の利子その他の政令で定めるもの、無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当並びに無記名の貸付信託、投資信託及び特定目的信託の受益証券に係る収益の分配を除く。以下この項において同じ。）につき支払を受ける者（法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、その利子等又は配当等につきその支払の確定する日までに、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所とする。以下この項において同じ。）を、その利子等又は配当等の支払をする者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）に告知しなければならない。この場合において、当該支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払をする者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払をする者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

2 国内において無記名の公社債の利子、無記名の株式の利益の配当又は無記名の貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配につき支払を受ける者は、政令で定めるところにより、これらの受領に関する告知書をして、その支払を受ける際、その支払の取扱者に提出しなければならない。この場合において、当該告知書を提出する者は、政令で定めるところにより、当該支払の取扱者にその者の前項に規定する書類を提示しなければならないものとし、当該支払の取扱者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を当該書類により確認しなければならないものとする。

3 5 同 上

（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）

第二百二十四条の三 同 上

定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記事項証明書その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 その株式等の譲渡を受けた法人（次号及び第三号に掲げる者を通じてその譲渡を受けたものを除く。）

二 その株式等の譲渡について売委託（次号に規定する株式等の競売についてのものを除く。）を受けた証券業者（証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号（定義）に規定する外国証券会社をいう。）、銀行、協同組織金融機関（証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項（登録金融機関）に規定する登録金融機関をいい、銀行及び協同組織金融機関を除く。）

三 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十四条第一項又は第二百三十五条第一項（一）に満たない端数の処理）（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定により一株又は一口に満たない端数に係る株式等の競売（会社法第二百三十四条第二項（同法第二百三十五条第二項又は他の法律において準用する場合を含む。）の規定その他政令で定める規定による競売以外の方法による売却を含む。）をした法人

2 前項に規定する株式等とは、次に掲げるもの（外国法人に係るものを含む。）をいう。

一 株式（株主又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項（定義）に規定する投資主をいう。）となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。）

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、法人税法第二条第七号（定義）に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（出資者、社員、組合員又は会員となる権利及び出資の割当てを受ける権利を含むものとし、第四号に掲げるものを除く。）

三 新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百三十一条第一項（転換特定社債の発行）に規定する転換特定社債及び同法第百三十九条第一項（新優先出資引受権付特定社債の発行）に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）

一 その株式等の譲渡を受けた法人（次号に掲げる者を通じてその譲渡を受けたものを除く。）

二 その株式等の譲渡について売委託を受けた証券業者（証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号（定義）に規定する外国証券会社をいう。）、銀行、協同組織金融機関（証券取引法第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項（登録金融機関）に規定する登録金融機関をいい、銀行及び協同組織金融機関を除く。）

2 同上

一 株式（株式の引受けによる権利、新株の引受権及び新株予約権を含む。）

二 特別の法律により設立された法人の出資者の持分、合名会社、合資会社又は有限会社の社員の持分、法人税法第二条第七号（定義）に規定する協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分（第四号に掲げるものを除く。）

三 新株予約権付社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の二第一項（転換特定社債の発行）に規定する転換特定社債及び同法第百十三条の四第一項（新優先出資引受権付特定社債の発行）に規定する新優先出資引受権付特定社債を含む。）

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資（優先出資者（同法第十三条（優先出資者となる時期）の優先出資者をいう。）となる権利及び優先出資の割当てを受ける権利を含む。）及び資産の流動化に関する法律第二条第五項（定義）に規定する優先出資（優先出資社員（同法第二十六条（社員）に規定する優先出資社員をいう。）となる権利及び同法第五条第一項第二号二（2）（資産流動化計画）に規定する引受権を含む。））

五 省 略

六 社債的受益証券（その信託契約に資産の流動化に関する法律第二百三十条第四号（特定目的信託契約）に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権に係る受益証券をいう。）以外の特定目的信託の受益証券

3 第一項の規定は、国内において第二十五条第一項（配当等とみなす金額）の金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（同項の規定により剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされる部分を除く。）及び政令で定める金銭（以下この条において「金銭等」という。）の交付を受ける者並びに当該金銭等の交付をする者について準用する。この場合において、第一項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第三項に規定する金銭等の交付を受ける者」と、「を除く。」で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該金銭等の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第十一号に規定する交付を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の株式の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号

四 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利及び優先出資を引き受けることができる権利を含む。）及び資産の流動化に関する法律第二条第五項（定義）に規定する優先出資（優先出資の引受けによる権利及び同法第五条第一項第二号二（2）（資産流動化計画）に規定する引受権並びに優先出資に類する出資として政令で定めるものを含む。）

五 同 上

六 社債的受益証券（その信託契約に資産の流動化に関する法律第六十九条第四号（特定目的信託契約）に掲げる条件が付されている特定目的信託の同号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権に係る受益証券をいう。）以外の特定目的信託の受益証券

3 第一項の規定は、国内において第二十五条第一項（配当等の額とみなす金額）の金銭その他の資産のうち政令で定めるもの（同項の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる部分を除く。）の交付を受ける者及びその交付をする者について準用する。この場合において、第一項中「株式等の譲渡をした者」とあるのは「国内において第三項に規定する金銭その他の資産の交付を受ける者」と、「を除く。」で国内において次の各号に掲げる者からその株式等の譲渡の対価の支払を受けるもの」とあるのは「を除く。」と、「その支払」とあるのは「その交付」と、「当該各号に掲げる者」とあるのは「当該金銭その他の資産の交付をする者」と、「支払者」とあるのは「交付者」と読み替えるものとする。

（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第十一号に規定する交付を含む。）に関する調書を、その支払（当該交付を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の株式の利益の配当又は無記名の投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの並びに第七号又は第八号に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四

に規定する支払に関する調書のうち無記名の公社債に係る第二百二十四条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者（当該配当等のうち、国外において発行された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券又は株式（資産の流動化に関する法律第二条第五項（定義）に規定する優先出資を含む。）に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。）

三・四 省 略

五 居住者又は内国法人に対し国内において第七十七条第二項各号（地震保険料控除）に掲げる契約又は第二百七条第三号（源泉徴収義務）に掲げる契約に基づく給付その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者

六 生命保険契約又は損害保険契約の締結の代理をする居住者又は内国法人に対し国内においてその報酬の支払をする者

七〜十 省 略

十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二十四条の三第三項に規定する金銭等の交付をする同項に規定する交付をする者

十二 省 略

2 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払に関する通知書を、その支払の確定した日（第一号に規定する支払に関する通知書のうち無記名の証券投資信託の受益証券に係る収益の分配に関するもの及び第二号に規定する支払に関する通知書のうち無記名の株式の配当に関するものについては、その支払をした日）から一月以内に、その支払を受ける者に交付しなければならない。

一 省 略

二 国内において第二十五条第一項（配当等とみなす金額）の規定により剰余金

条第四項（利子、配当、償還金等の受領者の告知）に規定する償還金に関するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に関する調書並びに第八号に規定する支払に関する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一条第一号の二（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に関するものについては、その支払の確定した日から一月以内）に、税務署長に提出しなければならない。

一 同 上

二 居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の支払をする者（当該配当等のうち、国外において発行された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券又は株式（資産の流動化に関する法律第二条第五項（定義）に規定する優先出資を含む。）に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるものの国内における支払の取扱者を含む。）

三・四 同 上

五 居住者又は内国法人に対し国内において第七十七条第二項（損害保険料控除）に規定する損害保険契約等に基づく給付その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者

六 損害保険契約の締結の代理をする居住者又は内国法人に対し国内においてその報酬の支払をする者

七〜十 同 上

十一 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二十四条の三第三項に規定する金銭その他の資産の交付をする同項に規定する交付をする者

十二 同 上

2 同 上

一 同 上

二 国内において第二十五条第一項（配当等の額とみなす金額）の規定により利

の配当、利益の配当又は剰余金の分配とみなされるものの支払をする者

(源泉徴収票)

第二百二十六条 省略

2・3 省略

- 4 第一項の給与等の支払をする者は、同項の規定による源泉徴収票の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該給与等の支払を受ける者の承諾を得て、当該源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。第二百三十一条第二項（給与等の支払明細書）及び第二百四十二条（罰則）において同じ。）により提供することができる。ただし、当該給与等の支払を受ける者の請求があるときは、当該源泉徴収票を当該給与等の支払を受ける者に交付しなければならない。
- 5 前項本文の場合において、同項の給与等の支払をする者は、第一項の源泉徴収票を交付したものとみなす。

(新株予約権の行使に関する調査)

第二百二十八条の二 個人又は法人に対し会社法第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。）により同法第二百三十八条第一項の新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であることとされるものその他の政令で定めるものに限る。）若しくは同法第三百二十二条第一項（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）の決議（同条第二項の規定による定款の定めを含む。）により同法第二百七十七条（新株予約権無償割当て）の新株予約権又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第六十四条（商法の一部改正）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議により同項に規定する新株予約権の発行又は割当て（当該発行又は割当てが金銭の払込みを要しないこととするものその他これに類するもので政令で定めるものに限る。）をした株式会社は、当該発行又は割当てをした当該新株予約権の行使があつた場合には、財務省令で定めるところにより、その行使をした個

益の配当又は剰余金の分配の額とみなされるものの支払をする者

(源泉徴収票)

第二百二十六条 同上

2・3 同上

(新株予約権の行使に関する調査)

第二百二十八条の二 個人又は法人に対し商法第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議により同項に規定する新株予約権の発行（無償によるものその他これに類するもので政令で定めるものに限る。）をした株式会社は、当該発行をした当該新株予約権の行使があつた場合には、財務省令で定めるところにより、その行使をした個人又は法人の当該新株予約権の行使に関する調査を、当該行使をした日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

人又は法人の当該新株予約権の行使に関する調書を、当該行使をした日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

(株式無償割当てに関する調書)

第二百二十八条の三 個人又は法人に対し会社法第三百二十二条第一項(ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会)の決議(同条第二項の規定による定款の定めを含む。)により同法第八十五条(株式無償割当て)に規定する株式無償割当て(著しく低い価額の対価による割当てとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)をした株式会社は、財務省令で定めるところにより、その割当てを受けた個人又は法人の当該株式無償割当てに関する調書を、当該株式無償割当ての効力を生ずる日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

(支払調書等の提出の特例)

第二百二十八条の四 第二百二十五条第一項(支払調書)、第二百二十六条第一項から第三項まで(源泉徴収票)、第二百二十七条(信託に関する計算書)、第二百二十七条の二(有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書)、第二百二十八条第一項若しくは第二項(名義人受領の配当所得等の調書)、第二百二十八条の二(新株予約権の行使に関する調書)又は前条の規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書(以下この条において「調書等」という。)は、当該調書等を提出すべき者が、政令で定めるところによりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。この場合における第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで、第二百二十七条、第二百二十七条の二、第二百二十八条第一項及び第二項、第二百二十八条の二並びに前条の規定並びに第二百三十四条第一項(当該職員の質問検査権)及び第二百四十二条(罰則)の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書等とみなす。

(給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書)
第二百三十一条 省 略

(支払調書等の提出の特例)

第二百二十八条の三 第二百二十五条第一項(支払調書)、第二百二十六条第一項から第三項まで(源泉徴収票)、第二百二十七条(信託に関する計算書)、第二百二十七条の二(有限責任事業組合に係る組合員所得に関する計算書)、第二百二十八条第一項若しくは第二項(名義人受領の配当所得等の調書)又は前条の規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書(以下この条において「調書等」という。)は、当該調書等を提出すべき者が、政令で定めるところによりこれらの規定に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この条において「光ディスク等」という。)の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。この場合における第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで、第二百二十七条、第二百二十七条の二、第二百二十八条第一項及び第二項並びに前条の規定並びに第二百三十四条第一項(当該職員の質問検査権)及び第二百四十二条(罰則)の規定の適用については、当該光ディスク等は、当該調書等とみなす。

(給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書)
第二百三十一条 同 上

- 2 前項の給与等の支払をする者は、同項の規定による給与等の支払明細書の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該給与等の支払を受ける者の承諾を得て、当該給与等の支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、当該給与等の支払を受ける者の請求があるときは、当該給与等の支払明細書を当該給与等の支払を受ける者に交付しなければならない。
- 3 前項本文の場合において、同項の給与等の支払をする者は、第一項の給与等の支払明細書を交付したものとみなす。

第二百三十三条 削除

(当該職員の質問検査権)

第二百三十四条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査に
つて必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第二項及び第二百四十二条第十号（罰則）において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一 省略

二 第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は第二百二十七条から第二百二十八条の三まで（信託に関する計算書等）に規定する計算書若しくは調書を提出する義務がある者

三 省略

2 省略

(申告書の公示)

第二百三十三条 税務署長は、その年分の確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書に記載された第二百二十条第一項第三号（確定所得申告に係る所得税額）（第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）に掲げる所得税の額（第九十五条（外国税額控除）の規定を適用しないで計算した場合の同号に掲げる所得税の額とし、修正申告書については、その申告後の当該所得税の額とする。以下この条において同じ。）が千万円を超える者について、財務省令で定めるところにより、その者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）、これらの申告書に記載された当該所得税の額を公示しなければならない。

(当該職員の質問検査権)

第二百三十四条 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査に
つて必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第二百四十二条第九号において同じ。）その他の物件を検査することができる。

一 同上

二 第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書又は第二百二十六条から第二百二十八条の二まで（源泉徴収票等）に規定する源泉徴収票、計算書若しくは調書を提出する義務がある者

三 同上

2 同上

(当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請)

第二百三十五条 省 略

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第二百四十二条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第二百四十条(源泉徴収に係る所得税を納付しない罪)の規定に該当するに至つたときは、同条の例による。

一 四 省 略

五 第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する調書、第二百二十六条第一項

から第三項まで(源泉徴収票)に規定する源泉徴収票又は第二百二十七条から第二百二十八条の三まで(信託に関する計算書等)に規定する計算書若しくは調書をこれらの書類の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの書類に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

六 第二百二十五条第二項に規定する通知書若しくは第二百二十六条第一項から第三項までに規定する源泉徴収票をこれらの書類の交付の期限までにこれらの規定に規定する支払を受ける者に交付せず、若しくはこれらの書類に偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付した者又は同条第四項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者

七 第二百三十一条第一項(給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書)に規定する支払明細書を同項に規定する支払を受ける者に同項の規定による交付をせず、若しくはこれに偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付した者又は同条第二項の規定による電磁的方法により偽りの事項を提供した者

八 正当な理由がないのに第二百二十六条第四項ただし書若しくは第二百三十一条第二項ただし書の規定による請求を拒み、又は第二百二十六条第四項ただし書に規定する源泉徴収票若しくは第二百三十一条第二項ただし書に規定する支払明細書に偽りの記載をしてこれらの規定に規定する支払を受ける者に交付した者

九 省 略
十 省 略

(当該職員の団体に対する諮問及び官公署等への協力要請)

第二百三十五条 同 上

2 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書類及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第二百四十二条 同 上

一 四 同 上

五 第二百二十五条第一項(支払調書)に規定する調書又は第二百二十六条から第二百二十八条の二まで(源泉徴収票等)に規定する源泉徴収票、計算書若しくは調書をこれらの書類の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの書類に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

六 第二百二十五条第二項に規定する通知書若しくは第二百二十六条に規定する源泉徴収票をこれらの書類の交付の期限までにこれらの規定に規定する支払を受ける者に交付せず、又はこれらの書類に偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付した者

七 第二百三十一条(給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書)に規定する支払明細書を同条に規定する支払を受ける者に同条の規定による交付をせず、又はこれに偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付した者

八 同 上
九 同 上

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	名称	根拠法	名称	根拠法
投資者保護基金	投資者保護基金	証券取引法	土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
独立行政法人（その資本の金額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの、国若しくは地方公共団体以外の者に対し利益若しくは剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないもの又はこれらに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人（その資本の金額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの、国若しくは地方公共団体以外の者に対し利益若しくは剰余金の分配その他これに類する金銭の分配を行わないもの又はこれらに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）及び同法第一条第一項（目的等）に規定する個別法	土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）
省略	省略	省略	省略	省略

二 省略

別表第二から別表第四まで

次のとおり

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）

一 同上

名称	名称	根拠法	名称	根拠法
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上

二 同上

別表第二から別表第四まで

省略

別表第二 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

(一)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100
91,000	92,000	280	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100
92,000	93,000	330	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
93,000	94,000	380	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
94,000	95,000	430	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
95,000	96,000	480	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
96,000	97,000	530	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
97,000	98,000	580	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
98,000	99,000	630	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
99,000	101,000	710	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
101,000	103,000	810	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
103,000	105,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0	3,600
105,000	107,000	1,010	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
107,000	109,000	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
109,000	111,000	1,210	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
111,000	113,000	1,310	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
113,000	115,000	1,410	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
115,000	117,000	1,510	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
117,000	119,000	1,610	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
119,000	121,000	1,710	120	0	0	0	0	0	0	0	4,200
121,000	123,000	1,810	220	0	0	0	0	0	0	0	4,400
123,000	125,000	1,910	320	0	0	0	0	0	0	0	4,700
125,000	127,000	2,010	420	0	0	0	0	0	0	0	5,000
127,000	129,000	2,110	520	0	0	0	0	0	0	0	5,300
129,000	131,000	2,210	620	0	0	0	0	0	0	0	5,600
131,000	133,000	2,310	720	0	0	0	0	0	0	0	5,900
133,000	135,000	2,410	820	0	0	0	0	0	0	0	6,200
135,000	137,000	2,500	910	0	0	0	0	0	0	0	6,500
137,000	139,000	2,560	970	0	0	0	0	0	0	0	6,700
139,000	141,000	2,620	1,030	0	0	0	0	0	0	0	7,000
141,000	143,000	2,680	1,090	0	0	0	0	0	0	0	7,300
143,000	145,000	2,740	1,150	0	0	0	0	0	0	0	7,600
145,000	147,000	2,800	1,210	0	0	0	0	0	0	0	7,900
147,000	149,000	2,860	1,270	0	0	0	0	0	0	0	8,200
149,000	151,000	2,920	1,330	0	0	0	0	0	0	0	8,500
151,000	153,000	2,990	1,400	0	0	0	0	0	0	0	8,800
153,000	155,000	3,060	1,470	0	0	0	0	0	0	0	9,100
155,000	157,000	3,130	1,540	0	0	0	0	0	0	0	9,400
157,000	159,000	3,200	1,610	0	0	0	0	0	0	0	9,700
159,000	161,000	3,270	1,680	100	0	0	0	0	0	0	10,000
161,000	163,000	3,340	1,750	170	0	0	0	0	0	0	10,300
163,000	165,000	3,410	1,820	240	0	0	0	0	0	0	10,600
165,000	167,000	3,480	1,890	310	0	0	0	0	0	0	10,900

(二)

その月の社会保 除料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
167,000	169,000	3,550	1,950	380	0	0	0	0	0	0	11,200
169,000	171,000	3,620	2,030	450	0	0	0	0	0	0	11,500
171,000	173,000	3,690	2,100	520	0	0	0	0	0	0	11,800
173,000	175,000	3,760	2,170	590	0	0	0	0	0	0	12,100
175,000	177,000	3,830	2,240	660	0	0	0	0	0	0	12,400
177,000	179,000	3,900	2,310	730	0	0	0	0	0	0	12,900
179,000	181,000	3,970	2,380	800	0	0	0	0	0	0	13,600
181,000	183,000	4,040	2,450	870	0	0	0	0	0	0	14,300
183,000	185,000	4,110	2,520	940	0	0	0	0	0	0	15,000
185,000	187,000	4,180	2,590	1,010	0	0	0	0	0	0	15,700
187,000	189,000	4,250	2,660	1,080	0	0	0	0	0	0	16,400
189,000	191,000	4,320	2,730	1,150	0	0	0	0	0	0	17,100
191,000	193,000	4,390	2,800	1,220	0	0	0	0	0	0	17,700
193,000	195,000	4,460	2,870	1,290	0	0	0	0	0	0	18,400
195,000	197,000	4,530	2,940	1,360	0	0	0	0	0	0	19,100
197,000	199,000	4,600	3,010	1,430	0	0	0	0	0	0	19,800
199,000	201,000	4,670	3,080	1,500	0	0	0	0	0	0	20,500
201,000	203,000	4,740	3,150	1,570	0	0	0	0	0	0	21,100
203,000	205,000	4,810	3,220	1,640	0	0	0	0	0	0	21,700
205,000	207,000	4,880	3,290	1,710	130	0	0	0	0	0	22,200
207,000	209,000	4,950	3,360	1,780	200	0	0	0	0	0	22,800
209,000	211,000	5,020	3,430	1,850	270	0	0	0	0	0	23,400
211,000	213,000	5,090	3,500	1,920	340	0	0	0	0	0	23,900
213,000	215,000	5,160	3,570	1,990	410	0	0	0	0	0	24,500
215,000	217,000	5,230	3,640	2,060	480	0	0	0	0	0	25,000
217,000	219,000	5,300	3,710	2,130	550	0	0	0	0	0	25,600
219,000	221,000	5,370	3,780	2,200	620	0	0	0	0	0	26,200
221,000	224,000	5,450	3,870	2,290	700	0	0	0	0	0	26,800
224,000	227,000	5,560	3,980	2,390	810	0	0	0	0	0	27,800
227,000	230,000	5,660	4,080	2,500	910	0	0	0	0	0	28,700
230,000	233,000	5,770	4,190	2,600	1,020	0	0	0	0	0	29,700
233,000	236,000	5,870	4,290	2,710	1,120	0	0	0	0	0	30,700
236,000	239,000	5,980	4,400	2,810	1,230	0	0	0	0	0	31,700
239,000	242,000	6,080	4,500	2,920	1,330	0	0	0	0	0	32,700
242,000	245,000	6,190	4,610	3,020	1,440	0	0	0	0	0	33,700
245,000	248,000	6,290	4,710	3,130	1,540	0	0	0	0	0	34,700
248,000	251,000	6,400	4,820	3,230	1,650	0	0	0	0	0	35,700
251,000	254,000	6,500	4,920	3,340	1,750	170	0	0	0	0	36,700
254,000	257,000	6,610	5,030	3,440	1,860	280	0	0	0	0	37,700
257,000	260,000	6,710	5,130	3,550	1,960	380	0	0	0	0	38,600
260,000	263,000	6,820	5,240	3,650	2,070	490	0	0	0	0	39,600
263,000	266,000	6,920	5,340	3,760	2,170	590	0	0	0	0	40,600
266,000	269,000	7,030	5,450	3,860	2,280	700	0	0	0	0	41,600
269,000	272,000	7,130	5,550	3,970	2,380	800	0	0	0	0	42,600
272,000	275,000	7,240	5,660	4,070	2,490	910	0	0	0	0	43,600
275,000	278,000	7,340	5,760	4,180	2,590	1,010	0	0	0	0	44,600
278,000	281,000	7,450	5,870	4,280	2,700	1,120	0	0	0	0	45,600
281,000	284,000	7,550	5,970	4,390	2,800	1,220	0	0	0	0	46,600
284,000	287,000	7,660	6,080	4,490	2,910	1,330	0	0	0	0	47,600
287,000	290,000	7,760	6,180	4,600	3,010	1,430	0	0	0	0	48,500

(三)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲							乙	
		扶養親族等の数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		7人
以上	未満	税額							税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
290,000	293,000	7,870	6,290	4,700	3,120	1,540	0	0	0	49,500
293,000	296,000	7,970	6,390	4,810	3,220	1,640	0	0	0	50,500
296,000	299,000	8,080	6,500	4,910	3,330	1,750	160	0	0	51,200
299,000	302,000	8,250	6,600	5,020	3,440	1,850	270	0	0	51,800
302,000	305,000	8,490	6,720	5,140	3,560	1,970	390	0	0	52,400
305,000	308,000	8,730	6,840	5,260	3,680	2,090	510	0	0	53,100
308,000	311,000	8,970	6,960	5,380	3,800	2,210	630	0	0	53,700
311,000	314,000	9,210	7,080	5,500	3,920	2,330	750	0	0	54,300
314,000	317,000	9,450	7,200	5,620	4,040	2,450	870	0	0	54,900
317,000	320,000	9,690	7,320	5,740	4,160	2,570	990	0	0	55,600
320,000	323,000	9,930	7,440	5,860	4,280	2,690	1,110	0	0	56,500
323,000	326,000	10,170	7,560	5,980	4,400	2,810	1,230	0	0	57,300
326,000	329,000	10,410	7,680	6,100	4,520	2,930	1,350	0	0	58,100
329,000	332,000	10,650	7,800	6,220	4,640	3,050	1,470	0	0	59,000
332,000	335,000	10,890	7,920	6,340	4,760	3,170	1,590	0	0	59,800
335,000	338,000	11,130	8,040	6,460	4,880	3,290	1,710	130	0	60,700
338,000	341,000	11,370	8,200	6,580	5,000	3,410	1,830	250	0	61,600
341,000	344,000	11,610	8,440	6,700	5,120	3,530	1,950	370	0	62,500
344,000	347,000	11,850	8,680	6,820	5,240	3,650	2,070	490	0	63,400
347,000	350,000	12,090	8,920	6,940	5,360	3,770	2,190	610	0	64,400
350,000	353,000	12,330	9,160	7,060	5,480	3,890	2,310	730	0	65,300
353,000	356,000	12,570	9,400	7,180	5,600	4,010	2,430	850	0	66,200
356,000	359,000	12,810	9,640	7,300	5,720	4,130	2,550	970	0	67,100
359,000	362,000	13,050	9,880	7,420	5,840	4,250	2,670	1,090	0	68,000
362,000	365,000	13,290	10,120	7,540	5,960	4,370	2,790	1,210	0	69,000
365,000	368,000	13,530	10,360	7,660	6,080	4,490	2,910	1,330	0	69,900
368,000	371,000	13,770	10,600	7,780	6,200	4,610	3,030	1,450	0	70,800
371,000	374,000	14,010	10,840	7,900	6,320	4,730	3,150	1,570	0	71,600
374,000	377,000	14,250	11,080	8,020	6,440	4,850	3,270	1,690	100	72,400
377,000	380,000	14,490	11,320	8,150	6,560	4,970	3,390	1,810	220	73,200
380,000	383,000	14,730	11,560	8,390	6,680	5,090	3,510	1,930	340	74,100
383,000	386,000	14,970	11,800	8,630	6,800	5,210	3,630	2,050	460	74,900
386,000	389,000	15,210	12,040	8,870	6,920	5,330	3,750	2,170	580	75,700
389,000	392,000	15,450	12,280	9,110	7,040	5,450	3,870	2,290	700	76,600
392,000	395,000	15,690	12,520	9,350	7,160	5,570	3,990	2,410	820	78,100
395,000	398,000	15,930	12,760	9,590	7,280	5,690	4,110	2,530	940	79,700
398,000	401,000	16,170	13,000	9,830	7,400	5,810	4,230	2,650	1,060	81,200
401,000	404,000	16,410	13,240	10,070	7,520	5,930	4,350	2,770	1,180	82,800
404,000	407,000	16,650	13,480	10,310	7,640	6,050	4,470	2,890	1,300	84,300
407,000	410,000	16,890	13,720	10,550	7,760	6,170	4,590	3,010	1,420	85,900
410,000	413,000	17,130	13,960	10,790	7,880	6,290	4,710	3,130	1,540	87,400
413,000	416,000	17,370	14,200	11,030	8,000	6,410	4,830	3,250	1,660	88,900
416,000	419,000	17,610	14,440	11,270	8,120	6,530	4,950	3,370	1,780	90,500
419,000	422,000	17,850	14,680	11,510	8,350	6,650	5,070	3,490	1,900	92,000
422,000	425,000	18,090	14,920	11,750	8,590	6,770	5,190	3,610	2,020	93,600
425,000	428,000	18,330	15,160	11,990	8,830	6,890	5,310	3,730	2,140	95,100
428,000	431,000	18,570	15,400	12,230	9,070	7,010	5,430	3,850	2,260	96,600
431,000	434,000	18,810	15,640	12,470	9,310	7,130	5,550	3,970	2,380	98,200
434,000	437,000	19,050	15,880	12,710	9,550	7,250	5,670	4,090	2,500	99,700
437,000	440,000	19,290	16,120	12,950	9,790	7,370	5,790	4,210	2,620	101,300

(四)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
440,000	443,000	19,680	16,360	13,190	10,030	7,490	5,910	4,330	2,740	102,800
443,000	446,000	20,160	16,600	13,430	10,270	7,610	6,030	4,450	2,860	104,400
446,000	449,000	20,640	16,840	13,670	10,510	7,730	6,150	4,570	2,980	105,900
449,000	452,000	21,120	17,080	13,910	10,750	7,850	6,270	4,690	3,100	107,400
452,000	455,000	21,600	17,320	14,150	10,990	7,970	6,390	4,810	3,220	109,000
455,000	458,000	22,080	17,560	14,390	11,230	8,090	6,510	4,930	3,340	110,500
458,000	461,000	22,560	17,800	14,630	11,470	8,300	6,630	5,050	3,460	112,100
461,000	464,000	23,040	18,040	14,870	11,710	8,540	6,750	5,170	3,580	113,600
464,000	467,000	23,520	18,280	15,110	11,950	8,780	6,870	5,290	3,700	115,100
467,000	470,000	24,000	18,520	15,350	12,190	9,020	6,990	5,410	3,820	116,700
470,000	473,000	24,480	18,760	15,590	12,430	9,260	7,110	5,530	3,940	118,200
473,000	476,000	24,960	19,000	15,830	12,670	9,500	7,230	5,650	4,060	119,800
476,000	479,000	25,440	19,240	16,070	12,910	9,740	7,350	5,770	4,180	121,300
479,000	482,000	25,920	19,590	16,310	13,150	9,980	7,470	5,890	4,300	122,800
482,000	485,000	26,400	20,070	16,550	13,390	10,220	7,590	6,010	4,420	124,400
485,000	488,000	26,880	20,550	16,790	13,630	10,460	7,710	6,130	4,540	125,900
488,000	491,000	27,360	21,030	17,030	13,870	10,700	7,830	6,250	4,660	127,500
491,000	494,000	27,840	21,510	17,270	14,110	10,940	7,950	6,370	4,780	129,000
494,000	497,000	28,320	21,990	17,510	14,350	11,180	8,070	6,490	4,900	130,600
497,000	500,000	28,800	22,470	17,750	14,590	11,420	8,250	6,610	5,020	132,100
500,000	503,000	29,280	22,950	17,990	14,830	11,660	8,490	6,730	5,140	133,600
503,000	506,000	29,760	23,430	18,230	15,070	11,900	8,730	6,850	5,260	135,200
506,000	509,000	30,240	23,910	18,470	15,310	12,140	8,970	6,970	5,380	136,700
509,000	512,000	30,720	24,390	18,710	15,550	12,380	9,210	7,090	5,500	138,300
512,000	515,000	31,200	24,870	18,950	15,790	12,620	9,450	7,210	5,620	139,800
515,000	518,000	31,680	25,350	19,190	16,030	12,860	9,690	7,330	5,740	141,300
518,000	521,000	32,160	25,830	19,490	16,270	13,100	9,930	7,450	5,860	142,900
521,000	524,000	32,640	26,310	19,970	16,510	13,340	10,170	7,570	5,980	144,400
524,000	527,000	33,120	26,790	20,450	16,750	13,580	10,410	7,690	6,100	146,000
527,000	530,000	33,600	27,270	20,930	16,990	13,820	10,650	7,810	6,220	147,500
530,000	533,000	34,080	27,750	21,410	17,230	14,060	10,890	7,930	6,340	148,900
533,000	536,000	34,560	28,230	21,890	17,470	14,300	11,130	8,050	6,460	150,300
536,000	539,000	35,040	28,710	22,370	17,710	14,540	11,370	8,210	6,580	151,700
539,000	542,000	35,520	29,190	22,850	17,950	14,780	11,610	8,450	6,700	153,200
542,000	545,000	36,000	29,670	23,330	18,190	15,020	11,850	8,690	6,820	154,600
545,000	548,000	36,480	30,150	23,810	18,430	15,260	12,090	8,930	6,940	156,000
548,000	551,000	36,960	30,630	24,290	18,670	15,500	12,330	9,170	7,060	157,400
551,000	554,000	37,490	31,160	24,820	18,930	15,770	12,600	9,430	7,200	158,800
554,000	557,000	38,030	31,700	25,360	19,200	16,040	12,870	9,700	7,330	160,300
557,000	560,000	38,570	32,240	25,900	19,570	16,310	13,140	9,970	7,470	161,700
560,000	563,000	39,110	32,780	26,440	20,110	16,580	13,410	10,240	7,600	163,000
563,000	566,000	39,650	33,320	26,980	20,650	16,850	13,680	10,510	7,740	164,400
566,000	569,000	40,190	33,860	27,520	21,190	17,120	13,950	10,780	7,870	165,800
569,000	572,000	40,730	34,400	28,060	21,730	17,390	14,220	11,050	8,010	167,100
572,000	575,000	41,270	34,940	28,600	22,270	17,660	14,490	11,320	8,160	168,500
575,000	578,000	41,810	35,480	29,140	22,810	17,930	14,760	11,590	8,430	169,900
578,000	581,000	42,350	36,020	29,680	23,350	18,200	15,030	11,860	8,700	171,200
581,000	584,000	42,890	36,560	30,220	23,890	18,470	15,300	12,130	8,970	172,600
584,000	587,000	43,430	37,100	30,760	24,430	18,740	15,570	12,400	9,240	174,000
587,000	590,000	43,970	37,640	31,300	24,970	19,010	15,840	12,670	9,510	175,300

(五)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
590,000	593,000	44,510	38,180	31,840	25,510	19,280	16,110	12,940	9,780	176,700
593,000	596,000	45,050	38,720	32,380	26,050	19,720	16,380	13,210	10,050	178,100
596,000	599,000	45,590	39,260	32,920	26,590	20,260	16,650	13,480	10,320	179,400
599,000	602,000	46,130	39,800	33,460	27,130	20,800	16,920	13,750	10,590	180,800
602,000	605,000	46,670	40,340	34,000	27,670	21,340	17,190	14,020	10,860	182,200
605,000	608,000	47,210	40,880	34,540	28,210	21,880	17,460	14,290	11,130	183,500
608,000	611,000	47,750	41,420	35,080	28,750	22,420	17,730	14,560	11,400	184,900
611,000	614,000	48,290	41,960	35,620	29,290	22,960	18,000	14,830	11,670	186,300
614,000	617,000	48,830	42,500	36,160	29,830	23,500	18,270	15,100	11,940	187,700
617,000	620,000	49,370	43,040	36,700	30,370	24,040	18,540	15,370	12,210	189,000
620,000	623,000	49,910	43,580	37,240	30,910	24,580	18,810	15,640	12,480	190,400
623,000	626,000	50,450	44,120	37,780	31,450	25,120	19,080	15,910	12,750	191,800
626,000	629,000	50,990	44,660	38,320	31,990	25,660	19,350	16,180	13,020	193,100
629,000	632,000	51,530	45,200	38,860	32,530	26,200	19,860	16,450	13,290	194,500
632,000	635,000	52,070	45,740	39,400	33,070	26,740	20,400	16,720	13,560	195,900
635,000	638,000	52,610	46,280	39,940	33,610	27,280	20,940	16,990	13,830	197,200
638,000	641,000	53,150	46,820	40,480	34,150	27,820	21,480	17,260	14,100	198,600
641,000	644,000	53,690	47,360	41,020	34,690	28,360	22,020	17,530	14,370	200,000
644,000	647,000	54,230	47,900	41,560	35,230	28,900	22,560	17,800	14,640	201,300
647,000	650,000	54,770	48,440	42,100	35,770	29,440	23,100	18,070	14,910	202,700
650,000	653,000	55,310	48,980	42,640	36,310	29,980	23,640	18,340	15,180	203,800
653,000	656,000	55,850	49,520	43,180	36,850	30,520	24,180	18,610	15,450	204,700
656,000	659,000	56,390	50,060	43,720	37,390	31,060	24,720	18,880	15,720	205,700
659,000	662,000	56,930	50,600	44,260	37,930	31,600	25,260	19,150	15,990	206,600
662,000	665,000	57,470	51,140	44,800	38,470	32,140	25,800	19,470	16,260	207,500
665,000	668,000	58,010	51,680	45,340	39,010	32,680	26,340	20,010	16,530	208,500
668,000	671,000	58,550	52,220	45,880	39,550	33,220	26,880	20,550	16,800	209,400
671,000	674,000	59,090	52,760	46,420	40,090	33,760	27,420	21,090	17,070	210,400
674,000	677,000	59,630	53,300	46,960	40,630	34,300	27,960	21,630	17,340	211,300
677,000	680,000	60,170	53,840	47,500	41,170	34,840	28,500	22,170	17,610	212,200
680,000	683,000	60,710	54,380	48,040	41,710	35,380	29,040	22,710	17,880	213,200
683,000	686,000	61,250	54,920	48,580	42,250	35,920	29,580	23,250	18,150	214,100
686,000	689,000	61,790	55,460	49,120	42,790	36,460	30,120	23,790	18,420	215,100
689,000	692,000	62,330	56,000	49,660	43,330	37,000	30,660	24,330	18,690	216,000
692,000	695,000	62,870	56,540	50,200	43,870	37,540	31,200	24,870	18,960	216,900
695,000	698,000	63,410	57,080	50,740	44,410	38,080	31,740	25,410	19,230	217,900
698,000	701,000	63,950	57,620	51,280	44,950	38,620	32,280	25,950	19,620	218,800
701,000	704,000	64,490	58,160	51,820	45,490	39,160	32,820	26,490	20,160	219,800
704,000	707,000	65,030	58,700	52,360	46,030	39,700	33,360	27,030	20,700	220,700
707,000	710,000	65,570	59,240	52,900	46,570	40,240	33,900	27,570	21,240	222,100
710,000	713,000	66,110	59,780	53,440	47,110	40,780	34,440	28,110	21,780	223,500
713,000	716,000	66,650	60,320	53,980	47,650	41,320	34,980	28,650	22,320	224,900
716,000	719,000	67,190	60,860	54,520	48,190	41,860	35,520	29,190	22,860	226,400
719,000	722,000	67,730	61,400	55,060	48,730	42,400	36,060	29,730	23,400	227,800
722,000	725,000	68,270	61,940	55,600	49,270	42,940	36,600	30,270	23,940	229,200
725,000	728,000	68,810	62,480	56,140	49,810	43,480	37,140	30,810	24,480	230,700
728,000	731,000	69,350	63,020	56,680	50,350	44,020	37,680	31,350	25,020	232,100
731,000	734,000	69,890	63,560	57,220	50,890	44,560	38,220	31,890	25,560	233,600
734,000	737,000	70,430	64,100	57,760	51,430	45,100	38,760	32,430	26,100	235,000
737,000	740,000	70,970	64,640	58,300	51,970	45,640	39,300	32,970	26,640	236,400

(六)

その月の社会保 除料等控除後の 給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
740,000	743,000	71,510	65,180	58,840	52,510	46,180	39,840	33,510	27,180	237,900	
743,000	746,000	72,050	65,720	59,380	53,050	46,720	40,380	34,050	27,720	239,300	
746,000	749,000	72,590	66,260	59,920	53,590	47,260	40,920	34,590	28,260	240,800	
749,000	752,000	73,130	66,800	60,460	54,130	47,800	41,460	35,130	28,800	242,200	
752,000	755,000	73,670	67,340	61,000	54,670	48,340	42,000	35,670	29,340	243,600	
755,000	758,000	74,210	67,880	61,540	55,210	48,880	42,540	36,210	29,880	245,100	
758,000	761,000	74,750	68,420	62,080	55,750	49,420	43,080	36,750	30,420	246,500	
761,000	764,000	75,290	68,960	62,620	56,290	49,960	43,620	37,290	30,960	248,000	
764,000	767,000	75,830	69,500	63,160	56,830	50,500	44,160	37,830	31,500	249,400	
767,000	770,000	76,370	70,040	63,700	57,370	51,040	44,700	38,370	32,040	250,800	
770,000	773,000	76,910	70,580	64,240	57,910	51,580	45,240	38,910	32,580	252,300	
773,000	776,000	77,450	71,120	64,780	58,450	52,120	45,780	39,450	33,120	253,700	
776,000	779,000	77,990	71,660	65,320	58,990	52,660	46,320	39,990	33,660	255,200	
779,000	782,000	78,530	72,200	65,860	59,530	53,200	46,860	40,530	34,200	256,600	
782,000	785,000	79,070	72,740	66,400	60,070	53,740	47,400	41,070	34,740	258,000	
785,000	788,000	79,610	73,280	66,940	60,610	54,280	47,940	41,610	35,280	259,500	
788,000	791,000	80,150	73,820	67,480	61,150	54,820	48,480	42,150	35,820	260,900	
791,000	794,000	80,760	74,360	68,020	61,690	55,360	49,020	42,690	36,360	262,300	
794,000	797,000	81,390	74,900	68,560	62,230	55,900	49,560	43,230	36,900	263,800	
797,000	800,000	82,010	75,440	69,100	62,770	56,440	50,100	43,770	37,440	265,200	
800,000	803,000	82,630	75,980	69,640	63,310	56,980	50,640	44,310	37,980	266,700	
803,000	806,000	83,250	76,520	70,180	63,850	57,520	51,180	44,850	38,520	268,100	
806,000	809,000	83,870	77,060	70,720	64,390	58,060	51,720	45,390	39,060	269,500	
809,000	812,000	84,490	77,600	71,260	64,930	58,600	52,260	45,930	39,600	271,000	
812,000	815,000	85,110	78,140	71,800	65,470	59,140	52,800	46,470	40,140	272,400	
815,000	818,000	85,730	78,680	72,340	66,010	59,680	53,340	47,010	40,680	273,900	
818,000	821,000	86,350	79,220	72,880	66,550	60,220	53,880	47,550	41,220	275,300	
821,000	824,000	86,970	79,760	73,420	67,090	60,760	54,420	48,090	41,760	276,700	
824,000	827,000	87,600	80,310	73,960	67,630	61,300	54,960	48,630	42,300	278,200	
827,000	830,000	88,220	80,930	74,500	68,170	61,840	55,500	49,170	42,840	279,600	
830,000	833,000	88,840	81,550	75,040	68,710	62,380	56,040	49,710	43,380	281,100	
833,000	836,000	89,470	82,190	75,600	69,260	62,930	56,600	50,260	43,930	282,500	
836,000	839,000	90,130	82,840	76,170	69,830	63,500	57,170	50,830	44,500	283,900	
839,000	842,000	90,780	83,500	76,740	70,400	64,070	57,740	51,400	45,070	285,400	
842,000	845,000	91,440	84,150	77,310	70,970	64,640	58,310	51,970	45,640	286,800	
845,000	848,000	92,090	84,810	77,880	71,540	65,210	58,880	52,540	46,210	288,300	
848,000	851,000	92,750	85,470	78,450	72,110	65,780	59,450	53,110	46,780	289,700	
851,000	854,000	93,400	86,120	79,020	72,680	66,350	60,020	53,680	47,350	291,100	
854,000	857,000	94,060	86,780	79,590	73,250	66,920	60,590	54,250	47,920	292,600	
857,000	860,000	94,720	87,430	80,160	73,820	67,490	61,160	54,820	48,490	294,000	
860,000	863,000	95,370	88,090	80,800	74,390	68,060	61,730	55,390	49,060	295,500	
863,000	866,000	96,030	88,740	81,460	74,960	68,630	62,300	55,960	49,630	296,900	
866,000	869,000	96,680	89,400	82,120	75,530	69,200	62,870	56,530	50,200	298,300	
869,000	872,000	97,340	90,050	82,770	76,100	69,770	63,440	57,100	50,770	299,800	
872,000	875,000	97,990	90,710	83,430	76,670	70,340	64,010	57,670	51,340	301,200	
875,000	878,000	98,650	91,370	84,080	77,240	70,910	64,580	58,240	51,910	302,600	
878,000	881,000	99,300	92,020	84,740	77,810	71,480	65,150	58,810	52,480	304,100	
881,000	884,000	99,960	92,680	85,390	78,380	72,050	65,720	59,380	53,050	305,500	
884,000	887,000	100,610	93,330	86,050	78,950	72,620	66,290	59,950	53,620	307,000	
887,000	890,000	101,270	93,990	86,700	79,520	73,190	66,860	60,520	54,190	308,400	

(七)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
890,000	893,000	101,930	94,640	87,360	80,090	73,760	67,430	61,090	54,760	309,800	
893,000	896,000	102,580	95,300	88,010	80,730	74,330	68,000	61,660	55,330	311,300	
896,000	899,000	103,240	95,950	88,670	81,390	74,900	68,570	62,230	55,900	312,700	
899,000	902,000	103,890	96,610	89,330	82,040	75,470	69,140	62,800	56,470	314,200	
902,000	905,000	104,550	97,260	89,980	82,700	76,040	69,710	63,370	57,040	315,600	
905,000	908,000	105,200	97,920	90,640	83,350	76,610	70,280	63,940	57,610	317,000	
908,000	911,000	105,860	98,580	91,290	84,010	77,180	70,850	64,510	58,180	318,500	
911,000	914,000	106,510	99,230	91,950	84,660	77,750	71,420	65,080	58,750	319,900	
914,000	917,000	107,170	99,890	92,600	85,320	78,320	71,990	65,650	59,320	321,400	
917,000	920,000	107,830	100,540	93,260	85,980	78,890	72,560	66,220	59,890	322,800	
920,000	923,000	108,480	101,200	93,910	86,630	79,460	73,130	66,790	60,460	324,200	
923,000	926,000	109,140	101,850	94,570	87,290	80,030	73,700	67,360	61,030	325,700	
926,000	929,000	109,790	102,510	95,230	87,940	80,660	74,270	67,930	61,600	327,100	
929,000	932,000	110,450	103,160	95,880	88,600	81,310	74,840	68,500	62,170	328,600	
932,000	935,000	111,100	103,820	96,540	89,250	81,970	75,410	69,070	62,740	330,000	
935,000	938,000	111,760	104,480	97,190	89,910	82,620	75,980	69,640	63,310	331,400	
938,000	941,000	112,410	105,130	97,850	90,560	83,280	76,550	70,210	63,880	332,900	
941,000	944,000	113,070	105,790	98,500	91,220	83,940	77,120	70,780	64,450	334,300	
944,000	947,000	113,720	106,440	99,160	91,870	84,590	77,690	71,350	65,020	335,800	
947,000	950,000	114,380	107,100	99,810	92,530	85,250	78,260	71,920	65,590	337,200	
950,000	953,000	115,040	107,750	100,470	93,190	85,900	78,830	72,490	66,160	338,600	
953,000	956,000	115,690	108,410	101,120	93,840	86,560	79,400	73,060	66,730	340,100	
956,000	959,000	116,350	109,060	101,780	94,500	87,210	79,970	73,630	67,300	341,500	
959,000	962,000	117,000	109,720	102,440	95,150	87,870	80,590	74,200	67,870	342,900	
962,000	965,000	117,660	110,370	103,090	95,810	88,520	81,240	74,770	68,440	344,400	
965,000	968,000	118,310	111,030	103,750	96,460	89,180	81,900	75,340	69,010	345,800	
968,000	971,000	118,970	111,690	104,400	97,120	89,840	82,550	75,910	69,580	347,300	
971,000	974,000	119,680	112,340	105,060	97,770	90,490	83,210	76,480	70,150	348,700	
974,000	977,000	120,620	113,000	105,710	98,430	91,150	83,860	77,050	70,720	350,100	
977,000	980,000	121,560	113,650	106,370	99,090	91,800	84,520	77,620	71,290	351,600	
980,000	983,000	122,500	114,310	107,020	99,740	92,460	85,170	78,190	71,860	353,000	
983,000	986,000	123,440	114,960	107,680	100,400	93,110	85,830	78,760	72,430	354,500	
986,000	989,000	124,380	115,620	108,340	101,050	93,770	86,480	79,330	73,000	355,900	
989,000	992,000	125,320	116,270	108,990	101,710	94,420	87,140	79,900	73,570	357,300	
992,000	995,000	126,260	116,930	109,650	102,360	95,080	87,800	80,510	74,140	358,800	
995,000	998,000	127,200	117,590	110,300	103,020	95,730	88,450	81,170	74,710	360,200	
998,000	1,001,000	128,140	118,240	110,960	103,670	96,390	89,110	81,820	75,280	361,700	
1,001,000	1,004,000	129,080	118,900	111,610	104,330	97,050	89,760	82,480	75,850	363,100	
1,004,000	1,007,000	130,020	119,570	112,270	104,980	97,700	90,420	83,130	76,420	364,500	
1,007,000	1,010,000	130,960	120,510	112,920	105,640	98,360	91,070	83,790	76,990	366,000	
1,010,000円		131,430	120,980	113,250	105,970	98,680	91,400	84,120	77,270	367,400	
1,010,000円を超え 1,760,000円に満た ない金額	1,010,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の31.5%に相当する金額を加算した金額									367,400円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額	

(八)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲									乙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未	満	税							額	税	額
1,760,000円			円 367,680	円 357,230	円 349,500	円 342,220	円 334,930	円 327,650	円 320,370	円 313,520		
1,760,000円を超える金額	1,760,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,760,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額											
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額										従たる給与に養親等控除等申告書提出の場合に、当該扶養親族等の数を1人として1,580円を控除した金額		

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三 給与所得の源泉徴収税額表（日額表）（第百八十五条関係）

(一)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲									乙	丙
		扶養親族等の数										
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人			
以上	未満	税額									税額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,900	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料等控除後の給与等の金額の3%に相当する金額	0
2,900	2,950	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
2,950	3,000	5	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,000	3,050	10	0	0	0	0	0	0	0	0	100	0
3,050	3,100	10	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,100	3,150	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,150	3,200	15	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,200	3,250	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,250	3,300	20	0	0	0	0	0	0	0	0	110	0
3,300	3,400	25	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,400	3,500	30	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,500	3,600	35	0	0	0	0	0	0	0	0	120	0
3,600	3,700	40	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,700	3,800	45	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,800	3,900	50	0	0	0	0	0	0	0	0	130	0
3,900	4,000	55	0	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,000	4,100	60	5	0	0	0	0	0	0	0	140	0
4,100	4,200	65	10	0	0	0	0	0	0	0	160	0
4,200	4,300	70	15	0	0	0	0	0	0	0	170	0
4,300	4,400	75	20	0	0	0	0	0	0	0	190	0
4,400	4,500	80	25	0	0	0	0	0	0	0	200	0
4,500	4,600	85	30	0	0	0	0	0	0	0	220	0
4,600	4,700	85	35	0	0	0	0	0	0	0	230	0
4,700	4,800	90	35	0	0	0	0	0	0	0	250	0
4,800	4,900	90	40	0	0	0	0	0	0	0	260	0
4,900	5,000	95	40	0	0	0	0	0	0	0	270	0
5,000	5,100	100	45	0	0	0	0	0	0	0	290	0
5,100	5,200	100	50	0	0	0	0	0	0	0	300	0
5,200	5,300	105	55	0	0	0	0	0	0	0	320	0
5,300	5,400	110	55	5	0	0	0	0	0	0	330	0
5,400	5,500	110	60	5	0	0	0	0	0	0	350	0
5,500	5,600	115	65	10	0	0	0	0	0	0	360	0
5,600	5,700	120	65	15	0	0	0	0	0	0	380	0
5,700	5,800	125	70	15	0	0	0	0	0	0	390	0
5,800	5,900	125	75	20	0	0	0	0	0	0	410	0
5,900	6,000	130	75	25	0	0	0	0	0	0	430	0
6,000	6,100	135	80	30	0	0	0	0	0	0	460	0
6,100	6,200	135	85	30	0	0	0	0	0	0	500	0
6,200	6,300	140	90	35	0	0	0	0	0	0	530	0
6,300	6,400	145	90	40	0	0	0	0	0	0	570	0
6,400	6,500	145	95	40	0	0	0	0	0	0	600	0
6,500	6,600	150	100	45	0	0	0	0	0	0	640	0
6,600	6,700	155	100	50	0	0	0	0	0	0	670	0
6,700	6,800	160	105	50	0	0	0	0	0	0	700	0
6,800	6,900	160	110	55	5	0	0	0	0	0	730	0
6,900	7,000	165	110	60	5	0	0	0	0	0	760	0